

平成21年度

志摩市公営企業会計経営健全化審査意見書

志摩市監査委員

監 査 第 4 7 号

平成22年8月12日

志摩市長 大 口 秀 和 様

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 中 川 弘 幸

平成21年度志摩市公営企業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成21年度志摩市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行った結果、次のとおりその意見を提出する。

目 次

志摩市水道事業会計	1
志摩市下水道事業会計	2
志摩市立国民健康保険病院事業会計	3
志摩市下水道事業特別会計	4

平成 21年度 志摩市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比 率 名	平成 21年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2)個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産が 1,662,104 千円で、流動負債は 130,865 千円となっている。流動資産が流動負債を大きく上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3)是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成 21年度 志摩市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比 率 名	平成 21年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2)個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産が 47,665 千円で、流動負債は 705 千円となっている。流動資産が流動負債を上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3)是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成 21年度 志摩市立国民健康保険病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比 率 名	平成 21年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	2.4	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産は 275,009 千円で、流動負債は 299,469 千円となっている。このことから分かるように、流動負債が流動資産を上回っており、資金が不足した状態となっている。

経営健全化審査における資金不足比率を算定すると 2.4%となっており、前年度の比率 13.6%と比較すると 11.2 ポイント改善し、経営健全化基準の 20.0%を下回っている。

しかし、抜本的な資金不足の解消には至っておらず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないので、今後とも収支改善に向けた取組みが必要と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

整備された経営基盤を最大限活用し、医業収益の増大を図るとともに、経営効率を高めるため、積極的な経営改革に取組み、経営の健全化に向けて更なる努力をされるよう切に望むものである。

平成 21年度 志摩市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比 率 名	平成 21年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2)個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定となる事項を記載した書類」から確認すると、歳入額が 412,494 千円で、歳出額が 397,530 千円となっている。歳入額が歳出額を上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3)是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。